学校法人昭和学院
ガバナンス･コード

2023 年度点検

目　　次

ガバナンス・コードの制定について　…… １頁

第１章　経営の安定性・継続性の確保 …… １頁

第２章　自律的なガバナンス体制の確立 …… ３頁

第３章　教学ガバナンスの充実 …… ６頁

第４章　情報の公開と公表 …… ８頁

第５章　ガバナンス・コード点検結果…… 10 頁

ガバナンス・コードの制定について

令和元年５月に学校教育法及び私立学校法が改正されたことに併せて、今後は学校法人が私立学校法等の法令を遵守するだけにとどまらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められています。また、認証評価や私学助成取得の要件等においても、さまざまな留意事項が求められています。本法人は、「明敏謙譲」の建学の精神に基づき、これら留意事項を把握、点検し、本法人の健全な発展に資することを目的に、規範となるガバナンス・コードを示すことにいたしました。

第１章　経営の安定性・継続性の確保

昭和学院短期大学は、これまで建学の精神を堅持し、「グローバル時代に活躍するスペシャリストの育成」を掲げて特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきた。この多様化する時代において、今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要である。

第１章においては、上記目的の実現のため、今後の経営の安定性・継続性の確保のために必要な事項を示す。

１．経営と教学の連携・協力

（１）学校法人は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する短期大学の教育目的を明示する。

＜確認項目＞

1)建学の精神を明示し、内外に周知している。

2)建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。

（２）学校法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わっている。

＜確認項目＞

1)学長等を理事として選任している。

2)学校法人は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。

２．中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

（１）学校法人は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として５年

以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。

＜確認項目＞

1)原則として５年以上の中期的な計画を策定している。
2)中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。
3)中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。
4)中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。
5)中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

３．危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

（１）学校法人は、法令遵守のための体制を整える。

＜確認項目＞

1)すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。
2)教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。
3)違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。
4)健全な私立大学・短期大学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。

４．地域貢献

（１）私立大学・短期大学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。

＜確認項目＞

1)地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えている。
2)地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
3)教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。

第２章　自律的なガバナンス体制の確立

理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要がある。

第２章においては、理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現される自律的なガバナンス体制の確立の在り方について示す。

１．理事会機能の充実

（１）理事会は、学校法人の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。

＜確認項目＞

1) 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。
2) 理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明(注)を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。

（注）「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではない。

3) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。
4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。
5) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。
6) 理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

（２）理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。

＜確認項目＞

1) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
2) 理事長の代理権限順位を明確に定めている。
3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。
4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理

解している。

5)理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。

（３）理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1)寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。

2)理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。

①当該学校法人の設置する私立学校の校長

②当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

3)理事長は、他の学校法人の理事長を２以上兼務していない。

4)理事は、他の学校法人の理事又は監事を４以上兼務していない。

5)理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は３親等以内の親族が１人を超えて含まれていない。

6)理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。

7)外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を２人以上選任するよう努めている。

２．監事機能の充実

（１）監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、学校法人としても適切な監査体制を整える。

＜確認項目＞

1)監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

2)監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。

3)監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。

4)監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意

見を述べている。
5)監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

（２）監事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1)監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいている。
2)監事を２人以上置いている。
3)監事は、他の学校法人の理事又は監事を４以上兼務していない。
4)監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は３親等以内の親族が１人を超えて含まれていない。
5)監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。

３．評議員会機能の充実

（１）評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。

＜確認項目＞

1)次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。
①予算及び事業計画
②事業に関する中期的な計画
③借入金及び重要な資産の処分に関する事項
④役員に対する報酬等の支給基準
⑤寄附行為の変更
⑥合併
⑦解散
⑧収益を目的とする事業に関する重要事項
⑨その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

（２）諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。

＜確認項目＞

1)評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の

状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。

2)評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

（３）評議員の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1)評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。

①当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

②当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢２５年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2)学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。

3)評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の２倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。

第３章　教学ガバナンスの充実

大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」を目的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在である。

学長は、当該学校法人の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、私立大学・短期大学の適切な管理運営に資するよう体制整備に努めるものとする。

第３章では、学校法人の設置する私立大学・短期大学の役割と、それを果たすためのガバナンスの在り方について示す。

１．私立大学・短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

（１）私立大学・短期大学は、学校法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育

目的を掲げている。各校においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、３つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。

＜確認項目＞

1)学習成果を明示し、内外に周知している。

2)卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。

（２）私立大学・短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。

＜確認項目＞

1)７年以内に１回認証評価を受け、適格の評価を受けている。

2)定期的に自己点検・評価を行っている。

3)学校法人の中期的な計画のうち、私立大学・短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

２．学長のリーダーシップと教員組織の充実

（１）学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に私立大学・短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって私立大学・短期大学の向上・充実に寄与するものである。

＜確認項目＞

1)学長は、学校法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。

2)学長は、建学の精神及び私立大学・短期大学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。

（２）学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。私立大学・短期大学の向上・充実のために、各校の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。

＜確認項目＞

1)私立大学・短期大学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。

2)教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。

①学生の入学、卒業及び課程の修了

②学位の授与

③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

３．教職員の資質向上

（１）私立大学・短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、私立大学・短期大学は、教職員の資質向上に努める。

＜確認項目＞

1)教員に対するＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。

2)事務職員のほか，教授等の教員や学長等の大学執行部，技術職員等に対するＳＤ（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。

3)組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。

第４章　情報の公開と公表

学校法人は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努める。

第４章においては、公開及び公表すべき情報とその運用について示す。

１．情報公開と発信

（１）学校法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後２か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後３か月以内にそれらを閲覧できるようにする。

＜確認項目＞

1)学校法人は、法令に基づき、下記の情報を公開している。

①財産目録

②貸借対照表

③収支計算書

④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの）
⑤監事による監査報告書
⑥役員等名簿
⑦寄附行為
⑧役員報酬の基準

2)1)の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から５年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。

3)学校法人は、法令に基づき、1)の内容を公表している。

4)学校法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。

5)学校法人が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っている。

（２）私立大学・短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。

＜確認項目＞

1)私立大学・短期大学は、下記の情報を公表している。

①私立大学・短期大学の教育研究上の目的及び ⅰ)卒業認定・学位授与の方針、ⅱ)教育課程編成・実施の方針、ⅲ)入学者受入れの方針
②教育研究上の基本組織
③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等
⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
⑧授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用
⑨私立大学・短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援

第５章　ガバナンス・コード点検結果　（2023 年度）

【経営の安定性・継続性の確保】

１．経営と教学の連携・協力

（１）学校法人は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する短期大学の教育目的を明示する。

＜確認項目＞

1) 建学の精神を明示し、内外に周知している。

2) 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。

本学は「明敏謙譲」の建学の精神をホームページの学校概要に明示し、併せて理事長と学長の教育方針を掲げている。また、公表情報「教育研究上の基礎的な情報」において次のように教育目的を明示し、内外に周知している。

建学の精神

明敏謙譲

- 「明敏」とは活力をもって未来を拓くこと
- 「謙譲」とは英知をもって社会に生きること

教育研究上の目的

○短期大学（学則第１条）

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「明敏謙譲」の教育理念のもと、職業または実際生活に必要な専門的学術技芸を授けるとともに、良き社会人としての教養を高め、真に平和を愛好し、人類の文化及び健康福祉の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

○学科・専攻（学則第５条）

◆人間生活学科

人間尊重の立場から人間生活を総合的に捉えることの出来る人間の育成を目的とする。

◇人間生活学科生活クリエイション専攻

キャリア設計を主体的に創造することができ、ビジネス社会に対応できる人材の育成を目指す。

◇人間生活学科こども発達専攻

人間の心身の発達について理解し、他者と関わる能力を身につけた保育者の育成をめざす。

◆ヘルスケア栄養学科

人の健康を食と栄養の面から支援・指導できる能力を持ち、健康増進・予防医療・福祉に貢献する人材の育成を目的とする。

教育方針と沿革｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

Ⅰ．教育研究上の基礎的な情報｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

（２）学校法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わっている。

＜確認項目＞

1)学長等を理事として選任している。

2)学校法人は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。

学長を理事として選任しており、ホームページ上に「役員名簿」として掲載している。また、学長は職務を確実に実行できるように組織・規則等を整備している。それらについては「昭和学院短期大学組織図」「学校法人昭和学院組織図」「学則」「規程」等をホームページ上に公表している。

学校法人昭和学院役員名簿・評議員名簿 20230630.pdf (showa-gkn.ed.jp)9d0c7a1518706c8fc3987dd6b5946c1a.pdf (showagakuin.ac.jp)

公表情報｜学校概要｜昭和学院短期大学 (showagakuin.ac.jp)

2023 年度　学則・規則など｜在学生の方へ(学生便覧等）｜昭和学院短期大学 (showagakuin.ac.jp)

２．中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

（１）学校法人は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として５年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。

＜確認項目＞

1)原則として５年以上の中期的な計画を策定している。

2)中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。

3)中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。

4)中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。

5)中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

学校法人昭和学院 5 か年計画を策定しており、理事会、教授会、教育改革委員会、各学科・専攻で進捗状況をチェックし、役員等から教職員まで幅広く意見を集約している。計画には教学、人事、施設・設備、財務を盛り込み、毎年策定する事業報告書を踏まえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載し、短期大学基準協会から受けた令和 2 年度の評価結果を踏まえた内容を記載している。

・2023 年 3 月 13 日　理事会　「中期計画−令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月まで−」

・2023 年 5 月 20 日　理事会　「令和 4 年度事業報告」

Microsoft Word - 令和 4 年度事業報告書_法人 20230515.docx (showa-gkn.ed.jp)

・2023 年 3 月 1 日　教育改革委員会議事録（自己点検）

・2023 年 3 月 3 日　教授会議事録（自己点検）

・2022 年度自己点検評価報告書

Microsoft Word - ä„4t¦êñ¹´Ù¡1Jø (showagakuin.ac.jp)

３．危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

（１）学校法人は、法令遵守のための体制を整える。

＜確認項目＞

1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。

2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。

3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。

4) 健全な私立大学・短期大学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。

すべての教育活動、業務に関し、法令、寄付行為、学則等が遵守されるべく監事が監査し、理事会・評議員会で結果を報告するとともに、意見を述べている。また、法令、寄付行為、学則等の改正については、必要に応じて理事会、教授会等で審議し適切に対応している。教職員等は教授会、学科・専攻科会、センター、委員会等で説明を受け、教育・研究活動ならびに学校運営に法令違反がないように確認している他、公益通報窓口を事務部に設け、通報者の保護を図る体制を整備している。さらに、ハラスメント等の要因に対しては、就業規則に定め、防止に努めるとともに厳正に対処している。

・監査報告書

監査報告書.pdf (showa-gkn.ed.jp)

・昭和学院短期大学規程集　2023 年度

４．地域貢献

（１）私立大学・短期大学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。

＜確認項目＞

1) 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えている。

2) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレ

ント教育を含む）等を実施している。

3)教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。

本学は市川市と包括連携協定を結び、また市内5大学及び市川市、商工会議所等と大学コンソーシアム市川産官学プラットフォームを組織し、活発に活動を行っている。ANAエアラインビジネスソリューション㈱、藤給食㈱、㈱ストライプインターナショナル、㈱マルエツ、ソニー・グローバルエデュケーション㈱等の企業とも連携している。また、学友会、奨学会（保護者会）、すがのべ会（同窓会）とも連携して教育研究活動を行っている。

いちかわ市民アカデミー講座、コンソーシアム市川昭和学院短期大学公開講座、科目等履修生、聴講生、履修証明プログラム等を実施し、地域社会に貢献している。教職員や学生は公開講座、学園祭、ボランティア、各種イベントを通じて地域・社会に貢献している。

【自律的なガバナンス体制の確立】

１．理事会機能の充実

（１）理事会は、学校法人の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。

＜確認項目＞

1)理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。

2)理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明(注)を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。

（注）「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではない。

3)理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。

4)理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。

5)外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。

6)理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

理事会は学校法人昭和学院の寄附行為の定めるところにより、学校法人の最高の意思決定機関として学校法人の業務を決定し、理事の職務を監督している。理事会は理事長が招集し、適切に運営している。学校法人昭和学院が設置する各学校の長を理事に任じ、各専門分野においてその役割を果たし、理事会においては必ず報告を行っている。また、外部理事は理事会その他で意見を述べ、その意見を事業計画や事業の執行に取り入れている。理事に対しては研修や情報提供の機会を設けている。

（２）理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。

＜確認項目＞

1)理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

2)理事長の代理権限順位を明確に定めている。

3)理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。

4)理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。

5)理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。

私学法並びに学校法人昭和学院寄附行為の定めるところにより、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。理事長の代理権限順位を明確に定め、理事は法令及び寄附行為を遵守し、適切にその職務を行っている。理事は善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。理事に対しては法人より利益相反取引に対する確認書をとる等、法令に基づき万事遺漏の無きよう適切な理事会運営を行っている。

（３）理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1)寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。

2)理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。

①当該学校法人の設置する私立学校の校長

②当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

3)理事長は、他の学校法人の理事長を２以上兼務していない。

4)理事は、他の学校法人の理事又は監事を４以上兼務していない。

5)理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は３親等以内の親族が１人を超えて含まれていない。

6)理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。

7)外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を２人以上選任

するよう努めている。

学校法人昭和学院寄附行為の定めるところにより、7 名の理事を適切に選任している。理事長は、他の学校法人の理事長を兼務しておらず、理事は、他の学校法人の理事または監事を４以上兼務していない。理事は、理事及び監事の内その配偶者又は３親等以内の親族１人を超えていない。理事長及び理事の解任について寄附行為に定めており、外部理事を 2 名選任している。

２．監事機能の充実

（１）監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、学校法人としても適切な監査体制を整える。

＜確認項目＞

1)監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

2)監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。

3)監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。

4)監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。

5)監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

監事は、学校法人昭和学院寄附行為の定めるところにより 1）～3）については充分理解し、適切に業務を遂行している。また、理事会その他の会議に出席をして意見を述べている。監事研修の機会を設け、情報提供を行っている。

（２）監事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1)監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいている。

2)監事を２人以上置いている。

3)監事は、他の学校法人の理事又は監事を４以上兼務していない。

4)監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は３親等以内の親族が１人を超えて含まれていない。

5)監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。

学校法人昭和学院寄附行為により、監事 2 人の選任にあたっては評議員の同意を得てい

る。監事は他の学校法人の理事又は監事を４以上兼務しておらず、理事及び監事の内にその配偶者又は３親等以内の親族が１人を超えて含まれていない。また監事は本法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。

３．評議員会機能の充実

（１）評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。

＜確認項目＞

1)次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

①予算及び事業計画
②事業に関する中期的な計画
③借入金及び重要な資産の処分に関する事項
④役員に対する報酬等の支給基準
⑤寄附行為の変更
⑥合併
⑦解散
⑧収益を目的とする事業に関する重要事項
⑨その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

上記については学校法人昭和学院寄附行為に定められており、理事長は承知している。①、②、④、⑤、⑨については適切に行っている。また本学に③借入金はなく、⑥、⑦、⑧は現状では該当するものがない。

（２）諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。

＜確認項目＞

1)評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。

2)評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

1）については学校法人昭和学院寄附行為に明記され、周知されている。また、評議員に対して研修や情報提供の機会を設けている。[16]

（３）評議員の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1)評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。

①当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

②当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢２５年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2)学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。

3)評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の２倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。

1）～3）について、評議員は学校法人昭和学院寄附行為の定めるところにより、適切に選任され、理事の定数である 7 名の 2 倍を超える 16 名が選任されている。

【教学ガバナンスの充実】

１．私立大学・短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

（１）私立大学・短期大学は、学校法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。各校においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、３つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。

＜確認項目＞

1)学習成果を明示し、内外に周知している。

2)卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。

本学ホームページに学習成果、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明示し、内外に周知している。

教育方針と沿革｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp）

昭和学院短期大学教育方針(ポリシー)

本学では、建学の精神に基づき、以下の通り学科・専攻ごとにアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定める。

・ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

短期大学

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	社会人としての教養・マナーが身についている
専門的知識・技術	専門分野における基本的な知識・技術が身についている
思考力	知識・技術を活用して問題解決のためのプロセスを考えることができる
コミュニケーション力	他者を尊重し、協力して問題解決ができる
実践力	知識・技術を活用し、実践のための応用力がある
向上心・責任感	自分自身を高める学習や行動、責任感ある行動を実践できる

人間生活学科

教養科目、基礎科目、専門科目における高いレベルでバランスのとれた能力(知識・理解・技能・表現)と、それを基盤にしてより良い人間生活を目指して諸課題を解決しようとする意欲(思考・判断・関心・意欲・態度)とを自ら育み備えている

キャリア創造専攻

1．自らのキャリアを設計し、時代の変化に即応できる力を備えている（社会人基礎スキル、思考力）
2. 消費者の立場を理解し、多様なビジネスに対応できる知識、技術を身につけている（専門的知識・技術、コミュニケーション力、実践力、向上心・責任感）

【学修成果】

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	生活者・社会人としてグローバル社会の中でも通用する教養やマナーが身についている
専門的知識・技術	生活を科学的に観察し理解することができ、目指すビジネス社会に対応した知識。技術が身についている
思考力	専門的知識・技術を活用して、問題解決のためのプロセスについて筋道を立てて考え、表現できる
コミュニケーション力	グループ学習や実験実習等において他者とかかわることで他者を尊重し協力して問題解決ができる
実践力	専門的知識や技術を家庭生活や社会生活の中で活用できる

向上心・責任感	ビジネス社会の一員としての社会的役割を理解して責任ある行動をとることができる

こども発達専攻

1．人間に関わる理論を学ぶことで、精神的、身体的に健康に生きることへの問題意識を持ち、 問題解決へ向けての応用能力を身につけている（社会人基礎スキル、思考力、コミュニケーション力）
2．こどもたちの個性や可能性を大切にして、人格形成にかかわる適切な指導や援助のできる 保育力および人の気持ちへの受容・共感・支持の態度を身につけている（専門的知識・技術、実践力、向上心・責任感）

【学修成果】

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	社会人としての教養・マナーを身につけ、自己理解の上で自己表現ができ、保育現場の発展に役立つことができる
専門的知識・技術	専門分野における基本的な知識・技術を身につけ、こどもたちの個性や可能性を大切にできる
思考力	人間が精神的、身体的に健康に生きることへの問題意識を持ち、知識・技術を活用して、子育てや子育ちの問題解決のためのプロセスを考えることができる
コミュニケーション力	こどもの心身の発達理解を下に、子どもや保護者の気持ちを理解し、他者を尊重し、協力して問題解決ができる
実践力	保育場面において、具体的な保育の構想計画を立てることができ、知識・技術を活用し、実践できる
向上心・責任感	保育者としての役割や保育・教育理念を理解し、自分自身を高める学習や行動、責任感ある行動を実践できる

ヘルスケア栄養学科

1. 豊かな人間性を養い、健康増進・医療・福祉に貢献しようとする姿勢を身につけている（社会人基礎スキル、向上心・責任感）
2. 専門科目の講義や実験・実習・演習を通して、人の健康を食と栄養の面から支えるために必要な高度な専門的知識・技能を身につけている（専門的知識・技術、思考力、コミュニケーション力、実践力）

【学修成果】

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	栄養士・社会人として必要な教養・マナーを身につける
専門的知識・技術	食・栄養分野における基本的な知識・技術を身につける
思考力	筋道を立てて物事を考え表現できることや知識活用し

19

	て問題解決に向けて計画・準備できる
コミュニケーション力	問題解決に向けて協力して行動できる
実践力	栄養士としての専門知識・技術を活用し、実践できる
向上心・責任感	栄養士の社会的役割を理解し、責任ある行動を身につける

・カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

人間生活学科
人間生活学科の教育課程として、豊かな人間性と幅広い教養を身につけるための「教養科目」、 生活者として必要な本学科の基幹となる学問領域としての「基礎科目」、専攻の教育目的を達成するための「専門科目」を配し、より良い生活の実現を目指す総合力を養う

キャリア創造専攻
1．自己にあった学びを体系的にできるよう配慮し、ビジネスに必要な専門知識を身につけさせる
2．アクティブ・ラーニングによる学びを取り入れ、社会で求められるコミュニケーション力 や問題解決力に加えて、クリエイティブな力を身につけさせる

こども発達専攻
1．精神の発達、身体の発達に応じた科目をバランスよく配置して、個人の発達とともにその発達を支える社会との関連を学び、人間を総合的に観る能力を身につけさせる
2. 理論、演習、実習を 1 年次より有機的に配置して、2 年間の学びの中で、実体験を生かして理解を深め、専門職への意識の向上を図る

ヘルスケア栄養学科
1. 「専門基礎科目(必修)」で基礎的学力を養い、「専門科目(必修)」から「専門科目(選択)へと、段階を追った系統的な学習を通じて高度な専門的知識を修得させる
2. 「実験・実習・演習」に重点を置いた実践的な学びを通して、専門的技能を身につけさせる
3. 豊かな人間性を養うための「教養科目」と高度な知識や資格を取得するための「専門科目」 を置き、丁寧な個別指導を行い、個々の学生に適した学びを可能にしている

学修成果の評価については、成績と連動しておりルーブリック評価法を取り入れて行う。履修科目の単位認定に当たっては科目の性質に応じて筆記試験、レポート試験、日常点などを適切に組み合わせて評価し、その方法と配点は開講前にシラバスに明示する。

・アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)

人間生活学科

人間尊重の精神をもち、自らの生活の向上のために前向きに努力できる人、またはその意思のある人

キャリア創造専攻

1. 自身の将来に向けて目的意識を持ち、キャリアを構築する意思のある人
2. ビジネス・ファッション・ブライダル・フード・観光・エアライン・医療・教育・DX などの分野に興味・関心のある人

高校での学びについて
高等学校卒業程度の基礎学力(英語、数学、国語等)を身につけ、興味があることに一生懸命に取り組んだことがある人

こども発達専攻

1. こどもを含めたあらゆる人間関係に意欲を持って、柔軟に対応できる人
2. 人間生活を理解できる保育者となるための基本的資質(素直さ・明るさ・倫理観等)を持ち、弱者に寄り添うことのできる人

高校での学びについて
高等学校卒業程度の基礎学力(英語、数学、国語等)に加えて、社会生活を営むための基本的能力や自己管理能力を身につけている人

ヘルスケア栄養学科

1. 人の健康を食と栄養の面から支えるという目標を持ち、目標に向け努力を惜しまない人
2. 健康増進・医療・福祉に貢献できる、人間性豊かな人

高校での学びについて
高等学校卒業程度の基礎学力を身につけ、食や栄養の分野に関わる学びに興味がある人

（２）私立大学・短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。

＜確認項目＞

1) ７年以内に１回認証評価を受け、適格の評価を受けている。

2) 定期的に自己点検・評価を行っている。

3) 学校法人の中期的な計画のうち、私立大学・短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

本学はこれまでに、平成 20 年、平成 25 年、令和 2 年に認証評価を受けている。また、毎年自己点検・評価を行い、本学ホームページ上に掲載している。学校法人昭和学院 5 か年計画の中で、短期大学に係る項目には評価機関の評価結果を踏まえた内容を記載している。

Microsoft Word - ä„4t¦êñ¹´Ù¡1Jø (showagakuin.ac.jp)

２．学長のリーダーシップと教員組織の充実

（１）学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に私立大学・短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって私立大学・短期大学の向上・充実に寄与するものである。

＜確認項目＞

1)学長は、学校法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。

2)学長は、建学の精神及び私立大学・短期大学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。

学長は昭和学院短期大学学長選考規程に基づき、理事会等で人物について慎重に審議し、的確な人材が選任されている。学長は「明敏謙譲」の建学の精神並びに教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。毎年４月の教授会において、建学の精神に基づく事業計画を審議し、建学の精神との整合性を確認している。

・昭和学院短期大学学長選考規程

・2023 年 4 月 1 日　2023 年度第 1 回教授会議事録

（２）学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。私立大学・短期大学の向上・充実のために、各校の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。

＜確認項目＞

1)私立大学・短期大学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。

2)教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。

①学生の入学、卒業及び課程の修了

②学位の授与

③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

本学は法令に基づき下記の教員組織と事務組織を整備し、適切に運営している。

2023 年度教員組織

学科・専攻名		専任教員数				設置基準で定める教員数		助手	非常勤	非常勤助手
		教授	准教授	助教	計	［イ］	［ロ］			
人間生活学科	キャリア創造専攻	4	2	0	6	4(2)	4(2)	0	17	2
	こども発達専攻	3	4	1	8	4(2)		1	14	
ヘルスケア栄養学科		3	2	2	7	4(2)		3	13	0
小計		10	8	3	21	12(6)	―	4	44	2
［ロ］						―	4(2)			
合計		10	8	3	21	12(6)	4(2)	4	101	2
構成割合(%)		48	38	14	100					

［イ］と［ロ］は短期大学設置基準第 22 条関係の別表第一による。

（　　）内の数字は教授の人数を示す。

2023 年度事務職員組織

	専任	兼任	計
事務職員	4	0	4
技術職員	0	0	0
図書館専門事務職員	1	0	1
その他の職員	0	2	2
計	5	2	7

教授会は学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他の重要事項について意見を述べ、学長はそれを聴いて最終的に決定している。

３．教職員の資質向上

（１）私立大学・短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、私立大学・短期大学は、教職員の資質向上に努める。

＜確認項目＞

1)教員に対するＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。

2)事務職員のほか，教授等の教員や学長等の大学執行部，技術職員等に対するＳＤ（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。

3)組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。

FD 活動及び SD 活動に関する規程を整備し、毎年数回開催し、その中のいくつかは FD・SD 活動として、学長を始め全教職員参加の下に開催されている。本学の組織は教職員協働体制が取られており、校務分掌に整備されている。

2023 年 4 月 1 日　教授会

2023 年度校務分掌

【情報の公開と公表】

学校法人は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努める。

第４章においては、公開及び公表すべき情報とその運用について示されている。

１．情報公開と発信

（１）学校法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後２か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後３か月以内にそれらを閲覧できるようにする。

＜確認項目＞

1)学校法人は、法令に基づき、下記の情報を公開している。

①財産目録

②貸借対照表

③収支計算書

④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの）

⑤監事による監査報告書

⑥役員等名簿

⑦寄附行為
⑧役員報酬の基準

2) 1) の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から５年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。

3) 学校法人は、法令に基づき、1) の内容を公表している。

4) 学校法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。

5) 学校法人が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っている。

学校法人昭和学院は法令に基づき、ホームページ上に１）の内容を公表している。寄附行為については最新のものを、また他のものは過去５年間、法人事務局に据え置き、請求があった場合は閲覧できるようにしている。なお①から⑤の決算報告書については令和 4 年度のものを、⑥から⑧については最新のものをホームページに掲載している。学校法人昭和学院は設立時の財産目録を備えて置いている。なお、学校法人が出資する会社はない。

公開情報 | 昭和学院法人サイト (showa-gkn.ed.jp)

（２）私立大学・短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。

＜確認項目＞

1) 私立大学・短期大学は、下記の情報を公表している。

①私立大学・短期大学の教育研究上の目的及び ⅰ）卒業認定・学位授与の方針、 ⅱ）教育課程編成・実施の方針、 ⅲ）入学者受入れの方針
②教育研究上の基本組織
③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等
⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
⑧授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用
⑨私立大学・短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援

①から⑨については本学ホームページその他で公表している。

・昭和学院短期大学の教育研究上の目的及びⅰ)卒業認定・学位授与の方針、ⅱ)教育課程編成・実施の方針、ⅲ)入学者受入れの方針：

教育方針と沿革｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・教育研究上の基本組織

Ⅰ．教育研究上の基礎的な情報｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

Ⅱ-1 教員組織、各教員が有する学位及び業績（キャリア創造専攻）｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

Ⅱ-1 教員組織、各教員が有する学位及び業績（こども発達専攻）｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

Ⅱ-1 教員組織、各教員が有する学位及び業績（ヘルスケア栄養学科）｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等

Ⅱ-2 入学者に関する受け入れ方針、入学者数、収容定員、在籍者数、卒業者数、進学者数、就職者数｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

在学生の方へ(学生便覧等）｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

2023 年度シラバス｜在学生の方へ(学生便覧等）｜昭和学院短期大学(showagakuin.ac.jp)

・学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

Ⅱ-4 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

Ⅰ．教育研究上の基礎的な情報｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

施設紹介｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用

Ⅰ．教育研究上の基礎的な情報｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・私立大学・短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援

Ⅱ-5 学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援｜学校概要｜昭和学院短期大学(showagakuin.ac.jp)